

奈良県告示第四百三十八号

令和二年三月奈良県告示第五百十四号（奈良県税事務所長印等の改刻）で告示した奈良県税事務所長印を次のとおり改刻し、令和六年四月一日から使用する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県奈良県税事務所長
印



注 縦 21 ミリメートル
横 21 ミリメートル